

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

確定拠出年金講座

2026年1月更新

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、主な条文を記載していますので、対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「個人型年金加入者等の届出」です。

第45講 「個人型年金加入者等の届出」

(確定拠出年金法第66条 ほか)

個人型年金では、状況に応じて、加入者や運用指図者が届出を行う必要があります。個人型年金加入者等の届出に関する規定としては、確定拠出年金法第66条(届出)があり、この他に具体的な届出項目に関する規定として、確定拠出年金法施行規則第45条(第2号加入者の届出)、第48条(個人型年金加入者の被保険者の種別変更の届出)などがあります。まず、主な条文を見てみましょう。

確定拠出年金法第66条(届出)

第1項 個人型年金加入者は、厚生労働省令で定めるところにより、氏名及び住所その他の事項を連合会に届け出なければならない。

第2項 前項の規定は、個人型年金運用指図者について準用する。

第3項 (略)

確定拠出年金法施行規則第45条(第2号加入者の届出)

(2024年12月改正)

第1項 第2号加入者(略)は、第39条第1項第5号ニ(1)から(6)までに掲げるいずれかの資格を取得したとき又は喪失したときは、個人型年金規約で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

第1号 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号

第2号 取得し、又は喪失した資格の名称

第3号 当該資格を取得し、又は喪失した年月日

以下 (略)

確定拠出年金法施行規則第48条(個人型年金加入者の被保険者資格の種別変更の届出)

(2025年10月改正)

第1項 第2号被保険者(略)、第3号被保険者(略)である個人型年金加入者は、連合会に対し、第1号被保険者(略)となったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を提出し、**又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。**

以下 (略)

確定拠出年金法第66条は、個人型年金加入者、個人型年金運用指図者に対し、氏名、住所等を届け出ることを義務づける規定です。届出先は条文上は国民年金基金連合会であり、届出を受けた国民年金基金連合会は、第3項により速やかに届出事項を記録関連運営管理機関に通知することが義務づけられています。もっとも、国民年金基金連合会

は、届出の受理に関する事務を他の者に委託することができるため、実際に届出の受付を行うのは記録関連運営管理機関等となります（確定拠出年金法第 61 条）。なお、個人型年金加入者等が届け出た内容は、国民年金基金連合会が備える個人型年金加入者等原簿や、記録関連運営管理機関が備える個人型年金加入者等帳簿に記録されることとなります（確定拠出年金法第 67 条）。

具体的な届出事項には様々なものがありますが、主なものとしては①氏名等の変更の届出、②国民年金の被保険者の種別変更の届出、③第 2 号加入者（国民年金の第 2 号被保険者である個人型年金加入者）の届出などがあります。

①氏名等の変更の届出（確定拠出年金法施行規則第 47 条）

氏名、住所に変更があったときは、「加入者等氏名・住所変更届」により、14 日以内に届出をしなければなりません。

②国民年金の被保険者の種別変更の届出（確定拠出年金法施行規則第 48 条）

離転職などにより国民年金の被保険者の種別が変わったときは、「加入者被保険者種別変更届」（変更後の種別が第 2 号被保険者の場合は「加入者登録情報変更届」）により、14 日以内に届出をしなければなりません。被保険者の種別により拠出限度額が異なることから届出書には、氏名や変更年月日に加え拠出する掛金の額などを記入します。この際、掛金を年単位で拠出する場合には、拠出スケジュールの内容を記載した「加入者月別掛金額登録・変更届」も添付します。また、変更後の種別が第 2 号被保険者であって事業主払込により掛金を納付する場合は、「事業主払込（登録・納付方法変更等）」に関する証明書（第 44 講参照）も添付します。

③第 2 号加入者の届出（確定拠出年金法施行規則第 45 条第 1 項）

第 2 号加入者が、確定拠出年金の企業型年金、確定給付企業年金、共済組合などの資格を取得または喪失した場合は、「加入者登録情報変更届」により届出をする必要があります。従来は 14 日以内に届出をすることとされていましたが、企業年金プラットフォーム（PF）の整備に伴い、2024 年 12 月より施行規則による期限の定めはなくなり、個人型年金規約の定め委ねられることとなりました。なお、個人型年金規約では期限は設けられていません。

また、従来は、この規定は同条第 2 項に定められ、第 1 項には、年 1 回、現況届により企業年金の資格の有無等を届出する旨の規定が設けられていましたが、こちらも 2024 年 12 月に削除されました。企業年金プラットフォームの整備に伴い、現況届が不要となったことによるものです（もともと、規定上は現況届を行うのは個人型年金加入者と定められていましたが、実際には事業主がとりまとめて提出することとされてきました）。

この他にも、付加保険料の納付を開始・終了する場合（確定拠出年金法施行規則第 49 条）、個人型年金加入者の資格を喪失した場合（確定拠出年金法施行規則第 46 条）などにも届出が必要です。また、退職所得控除額の計算に関わる事項の届出として、退職所得控除額の控除を行った者の届出（確定拠出年金法施行規則第 44 条）があります。これは、確定拠出年金の老齢給付金を一時金で受け取る場合において、前年 19 年間に他の退職給付制度等から一時金を受けているときは、退職所得控除額の計算に際して、原則的な計算方法による退職所得控除額から、個人型年金の加入者期間と他の退職給付制度の適用期間との重複期間に対応する控除額を控除する必要があることによるものです（所得税法第 30 条、所得税法施行令第 70 条）。そのため、個人型年金加入者が 41 歳以降に退職給付制度から一時金の支払いを受けて退職所得控除額の控除を行ったときには届出をすることになっています。

これらの届出を個人型年金加入者等が正当な理由なく怠った場合は、これにより被った損害は個人型年金加入者等が負担するものとし、国民年金基金連合会はその責を負わないことが定められているので留意が必要です（個人型年金規約第 43 条）。

なお、2025 年 10 月に確定拠出年金法施行規則が改正され、氏名変更の届出や種別変更の届出など、一部の届出についてはマイナポータルを活用したオンライン手続サービス（e-iDeCo サービス）で行うこともできるようになりました。これは、2022 年規制改革実行計画に記載された行政機関等に対する申請等の手続のオンライン化に基づくものです。手続の簡便化、オンライン化については、今後の動向にも注視する必要があります。

※記載内容は 2026 年 1 月 1 日現在の法令に基づくものです。直近の法改正部分は赤字となっております。また、条文の主要な内容を示す箇所には下線が引いてありますので、読み進める際の参考にしてください